



はしもと としきさん／平成7年10月生まれ、津別町役場勤務

青春

くろーずあつぷ

今年4月から津別町役場に勤務している、新人職員の橋本季樹さん。住民企画課住民環境係に所属し、自治会、交通安全推進などを、町民の暮らしにかかわる業務を担当しています。

佐呂間町出身の橋本さんは、佐呂間高等学校から山形大学地域教育文化学部に進学。スポーツ文化コースを専攻し、中学・高校の保健体育教諭免許を取得しました。大学卒業後の進路として、住民

の目線に立つて地域に貢献したい、との思いから出身地と同じオホーツク管内の津別町役場を志望しました。

「今は目の前の仕事をすることに一生懸命ですが、経験を積んで自ら考えて業務に取り組めるようになりたいと思います」と抱負を話してくれました。

小学生の時から親しんでいるというサッカーは、今も北見のチームに所属し、地域リーグなどの試合で活躍しています。

温故知新

【498】 営林署の労働環境改善に尽力

小栗 一夫 さん



おぐり かずお さん／昭和23年6月、美深町生まれ／71歳／幸町在住

「勤めていたころは、夜も週末も家を空けることが多く、妻や子どもたちには申し訳なかったと思います」と、営林署勤務時代を振り返る小栗一夫さん。署の業務と並行して組合活動にも従事していたため、土曜も日曜もない多忙さでした。「仕事が落ち着いてから、夫婦でオーストラリア旅行に出かけたことが、唯一の奥さん孝行です」と笑います。

上川管内美深町の稲作農家に、5人兄弟の長男として生まれた小栗さんは、営林署職員を志し名寄農業高等学校林業科に進学します。稲作の北限地といわれていた美深町では冷害による凶作

が少なくないため、両親も子どもたちには安定した仕事に就くことを望んでいました。

昭和42年に小清水営林署に勤めた小栗さんは、事業所での検知業務（材木の品質管理や区分け）、担当区での管理・監督業務などに携わります。そんな中で、作業中の事故死や土曜午後の超過勤務の固定化などを目の当たりにし、労働環境の改善を目指して労働組合の活動にも力を入れます。

昭和52年、津別営林署に異動。当時は現場職員を含めると300人を超える大所帯でした。後半は北見、温根湯勤務を経て森林管理局北見事務所まで定年を迎えました。

その間、昭和から平成にかけて安価な輸入木材に押され、国内林業は経営合理化を迫られます。小栗さんたち労働組合が中心となり、関係団体の党派や立場を超えた尽力もあって、平成6年に「産・学・官・労」協働の「森林・林業活性化協議会」を設立し、上流（産地）から下流（消費地）まで一体となった林業再建と振興を目指しました。

平成26年からは幸町自治会長として地域社会に貢献。役員と協力して独り住まいの高齢者への気配り目配りを積極的に行うなど、安心・安全で住みやすい町づくりに取り組んでいます。

第3回目の「冬野菜の料理教室」の参加者を募集します！

日時 11月8日（金）
午後6時30分～8時
場所 町民会館

申込期間

10月1日～
10月31日
（土・日・祝を除く）

申し込み・問い合わせ先

保健福祉課
健康推進係⑩番窓口
☎ 76-2151（内線231）



10月2日は豆腐の日

※10（とう）2（ふ）のごろ合わせて豆腐の日です。

豆腐はご存知のとおり大豆から作られます。大豆から作られる食品には以下のものがあります。

大豆製品：納豆、豆腐、高野豆腐、がんもどき、生揚げ、油揚げ、きなこ、おから、豆乳、ゆば

野菜に分類：大豆の芽のもやし、未熟豆の枝豆

調味料に分類：味噌や醤油があります。



大豆に含まれるイソフラボンは抗酸化作用があり、動脈硬化やがんの予防に効果があるといわれます。また、更年期障害を穏やかにするともいわれています。1日に納豆なら1パック、豆腐なら1/3丁ほど食事に取り入れませんか？
※大豆アレルギーのある方はご注意ください。

野菜を食べよう、1日350g！

クイズ・野菜を知ろう：今月は栄養素のクイズです。ほうれん草や小松菜、春菊などの葉物野菜や、ブロッコリー、枝豆、キウイ、いちご、鶏レバー、豆乳、焼きのり、玉露に多く含まれる造血や細胞の分化に必要な栄養素は？ ※答えは7ページの下にあります。

暮らしを支える 税

納付のお忘れは
ありませんか？

10月1日（火）までに左記の納期限が到来しています。

町道民税	1期～2期
固定資産税	1期～3期
国民健康保険税	1期～4期
軽自動車税	全期分
介護保険料	1期～2期
後期高齢者医療保険料	1期～4期

役場から届いている納付書を確認していただき、納期限が過ぎているものがありましたら、至急納付をお願いします。納期限を過ぎますと延滞金の計算の対象となり、納付する税額や納付日より、本税のほかに『延滞金』も納めていただくこととなります。

納期限後、納付されていない税がある場合、『督促状』を送付します。それでもなお納付せず、そのまま放置しておくこと、給与、預貯金、財産等の差押えをすることになります。納期限までに納付できない方は、そのまま放置せず、役場収納担当で納税相談されるようお願いいたします。

口座振替を利用されている方は、通常は納期限（郵便局は25日）の引落としになっていますので、振替日前までに口座の残高の確認をお願いします。残高不足で口座振替ができない場合は納付書（役場収納担当で再発行します）で納付していただくこととなります。